

インターネット上の誹謗中傷

加害者にならないための心がけ&被害に遭ったときの対処法

☆誹謗中傷するとどうなるの？

☆ネット上の誹謗中傷などの被害にあった場合は？

どうしたらよいか分からぬ

悩みや不安について
話をしたい

ネット上の書き込み・
画像を削除したい

解決策について相談したい

書き込んだ相手に
損害賠償を求めたい

身の危険を感じている、
犯人の捜査・処罰を求めたい



大東市



大東市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び 被害者支援に関する条例が施行されました

インターネットの普及により、コミュニケーションや情報収集が身近で簡単になり、私たちの暮らしはとても便利になりました。

一方、匿名性や情報発信の容易さから、SNSを使ったインターネット上における誹謗（ひぼう）中傷やプライバシーの侵害、いじめの温床となるなど、人権に関するさまざまな問題が発生し、深刻な社会問題となっています。

このような現状を受け、市民一人ひとりの表現の自由に配慮しつつ、インターネット上の誹謗中傷の被害者にも行為者（被害者を発生させたもの）にもならずに、安全・安心にインターネットの恩恵を享受できるような社会の実現に向けて、基本的な施策等の規定を定めたこの条例が、令和3年4月1日に施行されました。

目的

インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関して、市の責務並びに市民及び議員の役割を明らかにするとともに、これらの施策の基本となる事項を定め、これを推進すること。

市の責務

被害者及び行為者を発生させないための施策
並びに被害者を支援するための施策を実施します。

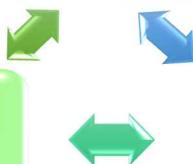


議会の役割

議会及び議員は、本条例の趣旨を理解し、市民の範となる行動に努めます。

市民の役割

自らが行為者となることがないよう、インターネットリテラシーの向上に努めるとともに、被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性について理解を深めるよう努めます。





やめよう

SNSでの誹謗中傷



有名人の悪口を匿名で投稿したら



発信者が特定され高額の慰謝料請求へ



匿名ならバレしないんじゃないの?



権利侵害にあたる情報発信と認められれば氏名や住所、電話番号等の情報が被害者に開示されるのでバレます。

バレたらどうなるの?



高額な慰謝料を請求される可能性があります。
また、場合によっては犯罪に問われる場合もあります。

発信する前に確認しよう!

- ・相手を目の前にも同じことが言えますか？
- ・その発信で傷つく人はいませんか？
- ・それは誤った情報ではないですか？

インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口

大東市総合相談・支援事業受託先

- ・特定非営利活動法人ほうじょう (大東市立北条人権文化センター内) TEL 072-876-2560
- ・特定非営利活動法人大東野崎人権協会 (大東市立野崎人権文化センター内) TEL 072-879-8810

大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口

ネットハーモニー <https://net-harmony.pref.osaka.lg.jp/>



インターネット上の誹謗中傷やトラブルに関する相談窓口です。

LINE、電話、面接など、専門の相談員による、さまざまな相談窓口を案内しています。

厚生労働省「まもろうよ こころ」<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro>

もしもあなたが悩みや不安を抱えて困っているときには、気軽に相談できる場所があります。

電話、メール、チャット、SNSなど、さまざまな相談窓口をご紹介しています。

法務省「インターネット人権相談窓口」 <https://www.jinken.go.jp>

法務省の人権擁護機関（法務局）ではインターネットでも人権相談を受け付けています。

削除依頼の方法について相談者に助言を行うほか、内容に応じて、法務局からプロバイダに削除要請を行います。

- ・「みんなの人権110番」人権相談ダイヤル0570-003-110 ※お近くの法務局につながります。

違法・有害情報相談センター（総務省支援事業）<https://www.ihaho.jp>

専門の相談員が、誹謗（ひぼう）中傷の書き込みを削除する方法などについて丁寧にアドバイスします。

ご自身で削除依頼を行っていただくための迅速な対応が可能です。

誹謗中傷ネット（セーファーインターネット協会）<https://www.saferinternet.or.jp/bullying>

国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡・インターネット企業有志によって運営

法テラス <https://www.houterasu.or.jp>

書き込んだ相手に賠償等を求めたい（弁護士に相談）。

最寄りの警察署・サイバー犯罪相談窓口 <https://www.npa.go.jp/cyber/soudan.html>

身の危険を感じる。犯人を処罰して欲しい。

◎ インターネット上の誹謗中傷への対策 ◎（総務省サイト内／相談フローも掲載）



関連するさまざまな資料や情報へのリンクがまとめられています。併せてご活用ください▶▶▶

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/hiboutyusyou.html